

保育室プシ体験!!

★いよいよ、今年の保育付きの
主催講座が始まります。



お母さんが講座に参加している間、お子さんを保育室でお預かりします。どんな講座だろう…、預けて大丈夫…!? まず、保育室ってどんなところか、体験してみませんか! 5月号で募集する講座や、保育について、ご案内します。

- 保谷公民館 ① 4月19日(木) ② 4月26日(木)
- 芝久保公民館 ① 4月17日(火)
- ひばりが丘公民館 ① 4月25日(水)

- 対象：3歳未満の乳幼児と保護者10組
- 時間：各館とも 10時～11時半
- 申込：4月3日(火)10時から、各公民館にお申し込みください。



第1回
人形劇
フェスタ
実行委員会

田無公民館では、今年度初めて「人形劇フェスタ」を開催します。

フェスタを子供たちにより多くの夢を与える内容にするため、あなたのアイデアを生かしたいと思えます。

人形劇を演じたいと思う方や、お手伝いをしてみたいと思う方にお集まりいただき、第1回の実行委員会を開催します。子どもたちに楽しいひとときをプレゼントするため、ぜひ、あなたの力をお貸しください。

▼とき 4月16日(月) 14時～16時

▼ところ 田無公民館

▼問合せ 田無公民館

ひばりが丘公民館がらのお知らせ

4月1日(日)からひばりが丘公民館の講座室2(46・4m定員24人)を、他の部屋と同様に公施設予約管理システムにて抽選予約・随時申込・空き状況の照会がローバー端末、インターネットから行えるようになります。(電話による音声応答案内はしばらくの間使えませぬ) 講座室2の利用開始は6月1日(金)からです。

お詫びと訂正

3月号(70号)でお知らせいたしました、公民館市民企画事業の対象グループは、正しくは「原則5人以上のグループ」です。訂正してお詫びいたします。

★西東京市公民館市民企画事業実施要綱★ (旧公民館講師派遣事業)

第1 趣旨

この要綱は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)の理念に基づき、西東京市公民館市民企画事業(以下「企画事業」という。)を公民館事業として、円滑に実施するため、必要な事項を定める。

第2 事業の目的

企画事業は、市内にある自主的に学習するグループ(以下「自主グループ」という。)の学習の成果を地域に還元することにより、広く市民に多様な学習の機会を提供し、もって、より良い地域社会の創造を目指すことを目的とする。

第3 企画事業の対象グループ

企画事業の対象となる自主グループ(以下「対象グループ」という。)は、次のとおりとする。
(1)公民館に施設使用届を提出してあり、計画的かつ継続的に活動を行っている原則5人以上の自主グループ
(2)事業年度における西東京市公民館市民企画事業説明会(以下「説明会」という。)、西東京市公民館市民企画事業懇談会(以下「懇談会」という。))及び西東京市公民館市民企画事業報告会(以下「報告会」という。))に参加できる自主グループ

第4 対象とする企画提案

企画事業に提案することが可能な事業は、第3に規定する対象グループが実施する次の事業とする。
(1)対象グループの会員以外の初めに参加する市民に向けて組み立てられている事業
(2)法第20条に基づき学習会、講演及び講習会等を伴う講座。ただし、鑑賞を目的としたものは除く。

第5 公募及び説明会

対象グループの公募は毎年度4期に分けて行い、公募の時期にあわせて説明会を開催する。

第6 企画書の提出

企画事業に企画を提案しようとする対象グループは、第5により別に定める公募する期間に、次に各号に掲げる書類を、西東京市公民館長(以下「館長」という。))に提出しなければならない。
(1)市民企画事業企画書(様式第1号)
(2)自主グループの活動紹介(様式第2号)
(3)法人格を有する自主グループ
(4)当該企画事業に対して、他の補助金の交付を受けている自主グループ
(5)館長は、提出された企画書の内容を審査及び決定し、市民企画事業決定通知(様式第3号)により通知する。

第7 企画提案の回数

同一の対象グループが企画を提案できる企画事業の回数は、各年度3回以内とする。

第8 企画事業の決定

館長は、提出された企画書の内容を審査及び決定し、市民企画事業決定通知(様式第3号)により通知する。

第9 講師派遣の実施

自主グループが企画及び運営する事業のうち講師を依頼することにより、学習の目的に即した事業運営を実施することが可能な場合は、企画事業として位置づけし、公民館が自主グループに対し講師を派遣することが出来る。

第10 講師料

企画事業における講師料は、講師一人当たり一回につき25,000円を支給限度額とし、対象グループとの協議により公民館が講師に対して支払うものとする。

第11 調整会の実施

各期とも企画事業の申請額が予算の額を超える場合は、企画事業を申請している各対象グループ間で企画事業の申請額について調整を行うため、調整会を実施し企画事業の調整をはかるものとする。

第12 企画懇談会の実施

第8により決定を受けた対象グループは、企画懇談会に出席し、提案に至った経緯や事業の内容等を説明し、より多くの市民に事業の周知をすることともに、グループ相互に学びあう場とする。企画懇談会の開催日時は、

公募の時点で公表する。

第13 事業の広報

第8により決定を受けた対象グループは、会員以外の市民に対し広報に努めなければならない。

第14 報告書の提出

企画事業が完了したグループは、終了後7日以内に市民企画事業実施報告書(様式第4号)を館長に提出しなければならない。

第15 事業報告会

企画事業を実施したグループは、事業報告会に出席し、事業内容・参加状況等の報告及び企画事業により得られた成果等を報告する。事業報告会の開催日時は、公募の時点で公表する。

第16 変更事項

第8により決定を受けた対象グループは、様式第1号で提出した企画書の内容に変更が生じた場合は、市民企画事業変更届(様式第5号)を直ちに館長に提出しなければならない。ただし変更の内容は、事業の趣旨を損なわない範囲に限るものとする。

第17 決定の取消

館長は、対象グループがこの要綱に反した事業運営を行ったときは、当該事業の決定を取り消すことができる。

第18 その他

この要綱に定めるもののほか、企画事業実施に関する必要な事項は、館長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 西東京市公民館講師派遣事業要綱(平成13年4月1日)は廃止する。

予告

子育てしている

外国人のための

「生活に役立つ日本語講座」

保谷公民館では、子育てしている外国人のお母さんのために日本語講座をひらきます。ことばの違い、文化の違いに不安を感じている子育て中のお母さんたち同士の交流や学習をとおして、日本での生活をもっと楽しいものにしましょう。 ※詳しくは来月号でお知らせします。お楽しみに!!

公民館運営審議会委員募集

公民館運営審議会委員(社会教育の関係者を募集します) 審議会の職務 公民館長の諮問に応じ、公民館事業の企画実施につき調査審議する。 委員会数 年12回 資格・募集人数 市内在住・在勤・在学の18歳以上の方。2人 選考方法 作文による選考。 西東京市公民館のあり方について「を千字程度にまとめ、住所・氏名・生年月日・電話番号を明記し、4月16日(月)消印有効)までに、〒202-0000 222柳沢1-15-1 保谷公民館長へ郵送、または持参 報酬 1回1万800円 任期 平成19年5月1日から平成21年4月30日(2年間) ◆保谷公民館 ☎464・8211